

第37号議案

島根県企業局職員定数条例の一部を改正する条例

島根県企業局職員定数条例（平成19年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「83人」を「89人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。